

郵送での申込み受付を希望される方へ

1 はじめに、お電話で川越市社会福祉協議会へ貸付のご相談をください。

(TEL 049-225-5703)

※ 受付できる方は川越市在住で、住民登録のある方になります。

相談にあたっては以下のことについてお聞かせください。

① コロナウイルスの影響で収入が減っている状況について

- ・いつから休業や失業等に至ったのか
- ・コロナウイルス感染症による影響がどのようにあったのか

② 必要な貸付金額

貸付額が10万円を超えて(20万円以内)申請できる場合の世帯は以下のとおりです。

ア) 世帯員の中にコロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合

イ) 世帯員に要介護者がいる場合

ウ) 世帯員が4人以上いる場合

エ) 世話をする子供が通う学校が休校している場合及び感染の恐れがある学校に通っている場合

オ) 世帯員に個人事業主がいる場合

カ) 特に資金の貸付需要がある場合

2 川越市社会福祉協議会のホームページから、様式をダウンロードしてください

① 借入申込書

② 借用書

③ 重要事項説明書

④ 生活状況確認票

⑤ 収入の減少状況に関する申立書

※ 「収入の減少状況に関する申立書」は、収入状況が明らかになる書類(減収前後の給与明細(写)、減収前後の貯金通帳(写)等)が用意できない場合に、提出してください。

⑥ 申請手続きチェックリスト

3 ダウンロードした様式に、記入例を参考にしながら必要事項を記載し、以下に示す必要書類を添付のうえ、川越市社会福祉協議会に郵送してください。

【必要書類】

- ① 緊急小口資金特例貸付借入申込書
- ② 緊急小口資金特例貸付借用書
- ③ 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書
- ④ 生活状況確認票
- ⑤ 世帯全員が記載された**住民票**（本籍・続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものをお願いします）
- ⑥ **運転免許証（写）**（裏書がある場合は、裏面の写しも必要）もしくは**顔写真付き証明書（写）**上記がなければ**健康保険証（写）**

※ 外国人の方は、在留カード（オモテとウラ面の写し）をお願いします。

⑦ 収入状況が明らかになる書類

例：減収前後の給与明細、減収前後の貯金通帳

※1 収入状況が明らかになる書類については、原則として、世帯全員の収入状況が明らかになる書類が必要になります。

※2 収入状況が明らかになる書類が用意できない場合には、「収入の減少状況に関する申立書」をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、添付してください。

⑧ 貸付金を振り込む申込者名義の貯金通帳又はキャッシュカード（写し）

※ 外国人の方は、通帳の表紙ウラ面の写しをお願いします。

4 申込みの際の留意事項

① 川越市社会福祉協議会では、これらの書類が到着した後、提出書類に不備がないかを確認し、埼玉県社会福祉協議会へ送付しています。申請書等を記入する際は、次の点にご注意ください。

- ・ 文字が消えるボールペンは使用しないでください。
- ・ 印鑑は、シャチハタを使用しないでください。
- ・ 修正する場合は、二重線を引き、認印を押し、空いている個所に正しい表記を記入してください。修正テープ、修正液を使用しないでください。
- ・ 投函する前に、もう一度記入漏れがないか確認をお願いします。

※ 書類に不備がある場合、修正をお願いしますので、貸付申請が遅くなります。ご注意ください。

また、貸付を受ける理由について、新型コロナウイルス感染症に起因する

理由かどうか不明瞭な場合は、電話で聞き取る場合があります。

※ 新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借入申し込みはできません。

- ② 埼玉県社会福祉協議会に書類が到着した後、審査が行われ、貸付の適否を決定しますので、申し込みから貸付金の送金までに概ね1週間から10日程度かかります。
- ③ 本貸付は据置期間後に償還（返済）が伴います。
- ④ 生活保護受給世帯や従前から就業していない等収入の減少がない場合には、貸付の対象とはなりません。
- ⑤ 住民票等を取得する際には費用が掛かるため、必要書類を揃える前に必ず川越市社会福祉協議会にご相談ください。
- ⑥ 今回の特例措置では、償還時以降も継続して所得の減少が続く世帯については、償還を免除することができることとなっております。詳細が判明しましたら、改めてお知らせいたします。

令和2年5月14日

社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

郵送の際はこちらの宛先を切ってお貼りください

【郵送先】

〒350-0036 川越市小仙波町2-50-2

社会福祉法人川越市社会福祉協議会

生活福祉資金担当 宛

差出人名 _____